

会員名簿

団体名 土岐まちづくり〇〇会

役職	氏名	住所	備考
会長	〇〇 〇〇	土岐市〇〇町〇〇	
副会長	□□ □□	土岐市□□町□□	
会計	△△ △△	土岐市△△町△△	
	◇◇ ◇◇	土岐市◇◇町◇◇	
	◎◎ ◎◎	土岐市◎◎町◎◎	
	×× ××	土岐市××町××	
	▽▽ ▽▽	土岐市▽▽町▽▽	
	●● ●●	土岐市●●町●●	
	株式会社☆☆	土岐市〇〇町☆☆	賛助会員

- ※ 会員は5人以上必要です。
- ※ 会員の半数以上が土岐市内に在住、在勤、在学している必要があります。

## 土岐まちづくり〇〇会 規約

### (名称)

第1条 本会の名称は、土岐まちづくり〇〇会とします。

### (目的)

第2条 本会は、土岐市のまちづくりを推進するとともに、まちづくり活動を通して地域の活性化を目指します。また、会員相互の親睦を図り、健康で楽しい会にします。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 講習会、勉強会の開催
- (2) イベント等の開催
- (3) まちづくりに関する広報
- (4) 上記のほか、本会の目的を達成するために必要な事業

### (所在地)

第4条 本会の事務局は、会長宅に置きます。

### (会員)

第5条 本会の会員は、会員と賛助会員により構成します。

- 2 会員は、本会の目的に賛同される個人をもって構成します。
- 3 賛助会員は、本会の目的や事業に賛同される企業、団体をもって構成します。

### (役員)

第6条 本会には、次の役員を置きます。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 若干名

### (役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、その業務を統括します。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行します。
- 3 会計は、本会の出納業務を担当します。
- 4 理事は、役員会に出席して本会の運営にあたります。

### (役員を選任及び任期)

第8条 役員は、会員の互選によって選任します。

- 2 任期の任期は、一年とし、再任を妨げません。

### (会議)

第9条 本会の会議は、総会と役員会とし、総会は年一回、役員会は必要に応じて

開催します。

2 総会は、会員の過半数の出席をもって成立します。

3 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立します。

(会費・運営費)

第10条 本会の運営は、会費、賛助会費およびその他の収入をもって行います。

2 会費は、年間●千円とします。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとします。

(規約の改正)

第12条 本規約の改正は、総会において出席者の過半数の賛成により成立するものとします。

附 則

本規約は、令和○年4月1日より施行します。

上記の記載例を参考に、以下の項目を含めた規約としてください。

- ・ 団体の名称
- ・ 団体の目的
- ・ 団体の行う事業
- ・ 会員の要件
- ・ 役員の種別、人数、任期、役割など
- ・ 会議の開催、成立人数など
- ・ 会費の徴収、会計年度など
- ・ 施行日（申請日までには施行されている必要があります。）